昭和商学校 Palette 貸事務所及びシェアオフィス運用基準

（趣旨）

第１条　この基準は、昭和商学校 Palette の貸事務所（以下「貸事務所」という。）及びシェアオフィス（以下「シェアオフィス」という。）の適切な使用を図るために、必要な事項を定めるものとする。

（使用者）

第２条　貸事務所及びシェアオフィスを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（１）昭和商学校 Palatte を拠点に、新たなビジネスの創出や起業、地域産業の活性化や担い手の確保等に資する事業を実施する者であって、本町の持続的な発展を図るため、町長が適当と認めるものであること。

（２）国税、都道府県税及び市町村税（国民健康保険税を除く。）を滞納していないこと。

２　貸事務所を使用する者にあっては、昭和商学校 Palette 管理協議会の構成員となり、光熱水費や暖房費、共有部分の清掃費等に係る負担金を別途納入すること。

（使用に当たっての基本ルール）

第３条　使用者は、次に掲げる要件を守って使用すること。

（１）昭和商学校 Palette で法人登記をしたときは、速やかに法人登記がわかる関係書類を町長に提出すること。

（２）昭和商学校 Palette で法人登記をした場合において、使用許可の期間が満了し、又は使用許可が取り消されたときは、速やかに法人登記上の住所を変更し、又は法人登記を廃止すること。

（３）昭和商学校 Palette の名称や住所等に変更があったこと等に伴い、法人登記の情報を変更する必要があった場合は、使用の許可を受けた者が自らの費用負担により法人登記の変更手続を行うこと。

（４）昭和商学校 Palette で実施する事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。

（５）昭和商学校 Palette で実施する事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。

（６）貸事務所で使用する事務用机、いす、パソコン等は、使用者が自ら用意しなければならない。ただし、町長が認める場合は、町が保有する備品等を貸し出すことができる。

（７）貸事務所へ持ち込んだ物品が毀損、汚損、滅失した場合等であっても、町又は町長が指定する者は、一切の責任を負わない。

（８）消費電力の大きな物品や特殊な物品、大きな音や振動等が発生する物品等を持ち込んで使用する場合は、必ず町長に事前相談すること。

（９）貸事務所及びシェアオフィス使用中の貴重品の管理は、使用者自らの責任において行うこと。貴重品の紛失等が生じても、町又は町長が指定する者は、一切の責任を負わない。

（１０）昭和商学校 Palette は、貸切利用が行われること又はフリーエリアにおいて講演や研修、イベント等が開催される場合があることをあらかじめ了承すること。

（１１）貸事務所内外の建造物、設備、備品等を毀損、汚損、滅失させた場合等は、速やかに町

長へ届け出ること。この場合において、原状回復のため費用が発生する場合は、使用者の負担とする。

（１２）光回線の使用について、使用者は、館内の無料Ｗｉ－Ｆｉを使用することができる。ただし、専用の光回線やＷｉ－Ｆｉ設備を設置する場合は、必ず事前に町長と協議の上、直接光回線サービス提供事業者と契約すること。

（１３）書留郵便等の取扱いについては、使用者自らの責任において受け取るものとし、町又は町長が指定する者は、代理で受け取ることはしない。

（１４）使用期間満了前の退去については、貸事務所及びシェアオフィスの使用者は、退去希望日の６０日前までに町長に申し出なければならない。

（１５）貸事務所の使用期間が満了したときは、持ち込んだ物品や発生したごみ等を全て館外に搬出し、忘れ物がないか確認するとともに、町が貸し出した物品等がある場合は、清掃及び消毒の上、町に返却し、速やかに原状に回復させること。また、原状回復が終わった後は、必ず町又は町長が指定する者の確認を受けること。

（１６）貸事務所及びシェアオフィスの使用者は、次に掲げる部屋や設備を無料で使用することができる。

ア　給湯設備

イ　館内のＷｉ－Ｆｉ設備

ウ　冷蔵庫、ポット、電子レンジ等の本施設内に配置されている機器類

エ　シェアスペース（貸事務所の使用者に限る。）

（１７）冷蔵庫の使用については、使用者は消費期限を守り、保存する物には必ず記名するなど、適切に管理するものとする。消費期限切れの物が長期間保存されている場合は、町又は町長が指定する者は所有者の許可なく処分することができるものとする。

（１８）前各号に定めるもののほか、昭和商学校 Palette を適正に使用するために必要な条件を満たすこと。

（その他）

第４条　この基準に定められていない事項で、貸事務所及びシェアオフィスの使用に当たって問題等が発生した場合は、必ず町長に相談すること。

附　則

この基準は、令和８年６月５日から施行する。

附　則

この基準は、令和８年１１月１日から施行する。